

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年6月30日

【会社名】 シップヘルスケアホールディングス株式会社

【英訳名】 SHIP HEALTHCARE HOLDINGS, INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 古川 國久

【本店の所在の場所】 大阪府吹田市春日3丁目20番8号

【電話番号】 06(6369)0130

【事務連絡者氏名】 専務取締役 横山 裕司

【最寄りの連絡場所】 大阪府吹田市春日3丁目20番8号

【電話番号】 06(6369)0130

【事務連絡者氏名】 専務取締役 横山 裕司

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋2番1号)

1【提出理由】

当社は、2021年6月29日開催の第29期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2021年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金80円 総額 3,774,013,840円

ロ 効力発生日

2021年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件（目的事項の整理・統合）

将来の事業活動の多様化に対応するとともに、当社グループの現状により即した目的に整理するため現行定款第2条（目的）の目的事項を整理・統合する。

第3号議案 定款一部変更の件（役付取締役の追加）

経営環境の変化に迅速に対応した経営体制構築及び経営基盤の一層の強化と充実を図るため、取締役に役付取締役として、新たに取締役副会長を定めることが出来る旨を追加する。

第4号議案 取締役13名選任の件

取締役として、古川國久、小西賢三、小川宏隆、大橋太、沖本浩一、小林宏行、横山裕司、島田正司、海野眞史、佐野精一郎、今別府敏雄、伊藤文代、西尾信也の13氏を選任する。

第5号議案 監査役4名選任の件

監査役として、戸田成重、中尾秀光、大山博康、佐野信行の4氏を選任する。

第6号議案 取締役の報酬額改定の件

取締役の報酬額を年額600百万円以内（うち社外取締役は60百万円以内）に改定する。

第7号議案

監査役の報酬額を年額60百万円以内に改定する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案	435,943	59	0	(注)1	可決 99.7
第2号議案	435,970	32	0	(注)2	可決 99.7
第3号議案	435,889	113	0	(注)2	可決 99.7
第4号議案					
古川 國久	379,354	38,220	18,426		可決 86.8
小西 賢三	405,823	30,179	0		可決 92.8

小川 宏隆	405,746	30,256	0	(注) 3	可決	92.8
大橋 太	404,351	31,651	0		可決	92.5
沖本 浩一	405,944	30,058	0		可決	92.9
小林 宏行	405,952	30,050	0		可決	92.9
横山 裕司	405,946	30,056	0		可決	92.9
島田 正司	405,938	30,064	0		可決	92.9
海野 眞史	405,905	30,097	0		可決	92.9
佐野 精一郎	407,814	28,188	0		可決	93.3
今別府 敏雄	407,821	28,181	0		可決	93.3
伊藤 文代	410,222	25,780	0		可決	93.9
西尾 信也	366,274	69,728	0		可決	83.8
第5号議案						
戸田 成重	430,148	5,854	0		可決	98.4
中尾 秀光	261,002	174,999	0	(注) 3	可決	59.7
大山 博康	353,868	82,134	0		可決	81.0
佐野 信行	356,692	79,310	0		可決	81.6
第6号議案	432,589	267	3,146	(注) 1	可決	99.0
第7号議案	432,564	292	3,146	(注) 1	可決	99.0

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。